

## 建設産業常任委員会

1 開 議 令和6年3月7日(木) 午前10時00分

2 場 所 委員会室1

3 付議事件及び順序

日程第1 議案第23号 大田原市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議案第24号 大田原市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第25号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

## 建設産業常任委員会名簿

委員長	滝	田	一	郎	出席
副委員長	君	島	孝	明	出席
委員	内	藤	幹	夫	出席
	岡	野		忠	出席
	秋	山	幸	子	出席
	前	野	良	三	出席
	引	地	達	雄	出席

当局	建設部長	塚	原	三	郎	出席
	道路課長	亀	山	義	和	出席
	建築住宅課長	角	藤		力	出席

事務局	池	嶋	佑	介	出席
-----	---	---	---	---	----

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（滝田一郎） ただいまの出席委員は7名であり、定足数に達しております。

これより建設産業常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレット表示のとおりであります。

当局の出席者は、建設部長、道路課長、建築住宅課長です。

◎議案第23号 大田原市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（滝田一郎） それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案第23号 大田原市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（塚原三郎） 建設部長の塚原でございます。また、本日同席いたしておりますのは、亀山道路課長と角藤建築住宅課長の2名でございます。どうぞよろしくお願いたします。

初めに、議案第23号につきましては、本会議におきましてご説明申し上げたところでございますが、本日は担当の亀山道路課長よりご説明いたします。

○委員長（滝田一郎） 道路課長。

○道路課長（亀山義和） 道路課の亀山です。よろしくお願いたします。議案第23号 大田原市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

147ページ、議案書補助資料を御覧ください。大田原市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定については、3年に1度行われている固定資産税評価替えと地価に対する賃料の水準変動等を加え、道路法施行令別表に定める国道にかかる占用料の額の改定が令和5年4月1日に行われました。本市が管理する道路の占用料につきましては、道路法施行令に定める別表に準じた額に改定するため、関係部分を改正するものであります。

141ページの議案書を御覧ください。次に、改正内容であります。新旧対照表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正します。

別表法第32条第1項第1号に掲げる工作物等は、電柱、電線となりまして、改正後では増額となっております。

142ページを御覧ください。同表法第32条第1項第2号に掲げる物件とは、水管、下水管となりまして、改正後では増額となっております。

143ページを御覧ください。同表法第32条第1項第3号及び4号に掲げる施設とは、鉄道、軌道等となりまして、改正後では増額となっております。

同ページから次の144ページを御覧ください。同表法第32条第1項第5号に掲げる施設とは、地下街、地下室、通路、その他これらに類する施設となりまして、改正後では増額となっております。

同表法第32条第1項第6号に掲げる施設とは、露店、商品置場、その他これらに類する施設となりまして、改正後では減額となっております。

次に、同ページから145ページを御覧ください。同表道路法施行令第7条第1号に掲げる物件とは、看板、標識、旗ざお等となりまして、改正後では減額となっております。

同表道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料とは、工事用板囲い、足場、詰所等となりまして、改正後では減額となっております。それぞれの金額については、別表に示すとおりであります。

146ページを御覧ください。最後に、附則であります。この条例は、令和6年4月1日から施行するとし、施行する前に占用の許可で得ているものの占用の額は、占用許可の期間が満了するまでは従前の料金として経過措置を盛り込むものであります。

以上で議案第23号 大田原市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（滝田一郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

秋山委員。

○委員（秋山幸子） 電柱とかそういったものは増額になっているのですが、この祭礼、縁日、その他の催しに際して一時的に設けるものについては減額になっている、この違いをちょっと詳しく教えてください。

○委員長（滝田一郎） 建設部長。

○建設部長（塚原三郎） 本会議のときにもご説明申し上げましたとおり、基本的には半永久的に占用させるものについては例年どおり増額ということと、主に仮設に使うもの、一時的に使うものには減額となっているというふうな傾向がございますが、具体的な内容については、国のほうの法律に定める金額に合わせておりますので、それぞれの根拠については、細かいところについては検討はしていないのですけれども、国のほうの法律に合わせるということがございます。

以上です。

○委員長（滝田一郎） 内藤委員。

○委員（内藤幹夫） 補助資料によりますと3年に1度行われているものと、あと国が令和5年4月1日に改正とあるのですが、単価の改正のタイミングというのは3年に1度なのか、その国によって改正しているのか、どういうタイミングでやっているのですか。

○委員長（滝田一郎） 建設部長。

○建設部長（塚原三郎） 国のほうは3年に1度行われております固定資産税の評価替えに合わせてということで認識しております。市町村につきましては、それぞれの市のほうでその県の改定の状況を見て条例改正をしているというところでありまして、若干時期についてはばらつきがあるというふうに考えております。

以上です。

○委員長（滝田一郎） 内藤委員。

○委員（内藤幹夫） 令和5年4月1日に国が改正されていて、今回6年4月1日からとなっているのですが、そのタイムラグというのは別に問題ないのですか。

○委員長（滝田一郎） 建設部長。

○建設部長（塚原三郎） 特に問題はないというふうに考えています。

以上です。

○委員長（滝田一郎） ほかに質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（滝田一郎） 意見がないようでありますので、採決いたします。

議案第23号につきましては原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（滝田一郎） ありがとうございます。異議なしと認めます。

よって、議案第23号 大田原市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

#### ◎議案第24号 大田原市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（滝田一郎） 次に、日程第2、議案第24号 大田原市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

道路課長。

○道路課長（亀山義和） 引き続きましてのご説明させていただきます。

議案第24号 大田原市法定外公共物条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。152ページ、議案書補足資料を御覧ください。大田原市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定については、令和5年4月1日施行の道路法施行令の一部改正に伴う大田原市道路占用条例の一部改正と併せて同条例に基づき定めている法定外公共物の使用料の額を改定するため、関係部分のほか所要の改正をするものであります。

148ページの議案書を御覧ください。次に、改正内容であります。新旧対照表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正いたします。148ページから150ページの改正内容は、条文の文言を修正するものであります。

次に、151ページから151ページの別表、使用料の金額については、大田原市道路占用条例を基に使用料を設定しておりますが、表中にあります道路とその他の部分については占用料の区分はありませんので、法定外公共物使用料の変動率を割り出して、その平均値112%を掛け合わせて算出しております。それぞれの金額については、別表に示すとおりであります。

最後に、附則であります。この条例は令和6年4月1日から施行するとし、施行前に使用の許可を得ているものの使用料の額は、使用許可の期間が終了するまでは従前の料金とし、経過措置を設けるもので

あります。

以上で議案第24号 大田原市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（滝田一郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（滝田一郎） 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（滝田一郎） 意見がないようでありますので、採決いたします。

議案第24号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（滝田一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号 大田原市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

#### ◎議案第25号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（滝田一郎） 次に、日程第3、議案第25号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（塚原三郎） 議案第25号につきましては、本会議におきましてご説明申し上げたところでございますが、本日は担当の角藤建築住宅課長よりご説明いたします。

○建築住宅課長（角藤 力） 建築住宅課、角藤と申します。よろしくお願いいたします。議案第25号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案書166ページの議案補助資料を御覧ください。まず、議案の概要であります。建築基準法の一部改正に伴い、省エネルギー設備の設置に係る建築物の容積率の特例認定申請手数料等を新たに設けるほか、所要の規定を整備する必要があること及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部が改正され法律の名称が変更されたことに伴い、関係部分を改正するものであります。

153ページ、新旧対照表を御覧ください。初めに、別表の53の2の項を新設し、手数料を徴収する事項として建築基準法第52条第6項第3号の規定による認定とし、建築物の容積率の特例認定手数料を1件当たり2万7,000円といたします。手数料の額につきましては、栃木県及び県内各特定行政庁の金額を参考にし、同額に設定いたしました。

次に、同ページ、154ページにかけまして、56の項の建蔽率に関する特例許可申請手数料は、第5項第3号の規定を、第5項の全ての号に適用することから、引用条例の「第5項第3号」を「第5項」に改めるものであります。

次に、59の項は、建築物の高さの特例許可制度が拡充されたことにより、項目の追加及び伴う項ずれを整備し、引用条例の「第3項各号」を「第3項または第4項各号」に改めるものであります。

次に、83の項は、一団地認定制度における対象行為が追加されたことに伴い、手数料を徴収する事項について下線部のとおり文言の修正をするものであります。

次に、155ページから165ページにかけて、92、94、95、96、97、98及び99の項は、引用する法律名が変更されますことから、下線部のとおり改正するものであります。

最後に、附則として、この条例は、令和6年4月1日から施行するものといたします。

以上で議案第25号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。

○委員長（滝田一郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

内藤委員。

○委員（内藤幹夫） 今回新設された手数料なのですが、大体どれぐらい、何件ぐらい想定されているというか、確認したいのですが。

○委員長（滝田一郎） 建築住宅課長。

○建築住宅課長（角藤 力） 現在、大田原市ではこの新たに設定した手数料及びその他改正した部分の法でのぎりぎりの建築物、超えてしまう許可が要るよという建築物が非常に少ないエリアがございます。ですので、件数としては決して多くないというふうに想定はいたしております。ただし、世の中の改築等で万が一超えた場合に、やはり許可をしてでも新しいものに変えていただきたいというところから今回改正といたしました。

以上です。

○委員長（滝田一郎） よろしいですか。

（「はい」と言う人あり）

○委員長（滝田一郎） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（滝田一郎） 意見がないようでありますので、採決いたします。

議案第25号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（滝田一郎） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号 大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎散 会

○委員長（滝田一郎） 以上で当局提出の付議事件の審査は終了いたしました。

当局の皆さん、お疲れさまでした。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査は、すべて終了いたしました。これにて建設産業常任委

員会を散会いたします。

ご苦勞様でした。

午前10時18分 散会